○近畿地方整備局告示第百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月四日

近畿地方整備局長　池田　豊人

㈠　道路の種類及び路線名

一般国道　百七十五号

一般国道　百七十六号

〃　〃

㈡　占用を制限する区域

神戸市西区平野町西戸田字高圧六六四番地先から同市西区平野町常本字権願寺二九九番まで

西宮市山口町下山口字藤丸一六三九番一地内

西宮市名塩木之元一九〇七番一一五から同市塩瀬町生瀬字城山一一七五番まで

㈢　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

㈣　占用の制限の開始の期日　平成二十九年八月二十五日

㈤　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○中国地方整備局告示第六十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月四日

中国地方整備局長　川崎　茂信

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　百八十五号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
竹原市高崎町字西ノ谷二〇二〇番一から同市高崎町字西ノ谷二〇二〇番五まで	前	二三・九九メートル～二八・三〇メートル
	後	三二・一三メートル～四一・四七メートル

㈣　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○中国地方整備局告示第六十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月四日

中国地方整備局長　川崎　茂信

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百八十五号	竹原市高崎町字西ノ谷二〇二〇番一から同市高崎町字西ノ谷二〇二〇番五まで	中国地方整備局及び同局広島国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年八月四日

人事異動

内閣府

長谷川敦子　堀内　壽夫

願に依り消費者教育推進会議委員を免ずる（各通）（七月三十一日）

青木　秀子　東　珠実　飯泉　嘉門

岩本　論　尾上　浩一　柿沼トミ子

片山　博子　齊藤　秀樹　坂倉　忠夫

清水かほる　鈴木　佳子　曽我部多美

戸田　早苗　永沢裕美子　中村　新造

萩原　康秋　福永惠美子　星野　卓男

吉國　眞一

消費者教育推進会議委員に任命する（各通）（八月一日）

金融庁

（監督局銀行第一課企画官）内閣府事務官　内田　善彦

願により本官を免ずる（七月三十一日）

（東京高等検察庁検事）検事　吉田　徹

兼ねて内閣府事務官に任命する

兼ねて証券取引等監視委員会事務局次長を命ずる

（東京高等検察庁検事兼証券取引等監視委員会事務局次長）検事兼内閣府事務官　土田　昭彦

内閣府事務官・証券取引等監視委員会事務局次長兼務を免ずる（以上八月一日）

復興庁

（外務省アジア大洋州局地域政策課課長補佐）外務事務官　白石　蔵人

復興事務官（統括官付参事官）に転任させる

（統括官付参事官）復興事務官　藤田　伸也

外務省に出向させる（以上八月一日）

財務省

（国際局付）財務事務官　藤井　大輔

国際局調査課長を命ずる

（国際局地域協力課長兼国際局調査課長）同　高村　泰夫

国際局調査課長兼務を免ずる

（大臣官房付）同　目黒　克幸

財務総合政策研究所総務研究部長を命ずる

（大臣官房審議官兼財務総合政策研究所副所長兼財務総合政策研究所総務研究部長事務取扱）同　成田　康郎

財務総合政策研究所総務研究部長事務取扱兼務を免ずる

（関税局付）同　鶴田　仁

財務技官に任命する

関税中央分析所長を命ずる

（関税中央分析所首席分析官兼関税中央分析所長心得）財務技官　青山　繁俊

関税中央分析所長心得兼務を免ずる（以上八月一日）

農林水産省

（大臣官房参事官）農林水産事務官　山田　英也

（大臣官房付）同　三浦　正充

辞職を承認する（各通）（七月三十一日）

（大臣官房付）農林水産事務官　佐藤　正

大臣官房参事官に転任させる

地方競馬全国協会副理事長　宮原　章人

農林水産事務官（大臣官房政策課政策情報分析官）に採用する

独立行政法人国際協力機構上級審議役　榎本　雅仁

農林水産事務官（大臣官房付）に採用する（以上八月一日）

林野庁

（林野庁国有林野部経営企画課付）農林水産技官　木暮　甲吉

職務に復帰させる

林野庁森林整備部計画課施工企画調整室長に転任させる

（北海道森林管理局網走西部森林管理署長）農林水産事務官　横山　誠二

北海道森林管理局森林環境保護技術分析官に転任させる